

医療局環境管理マニュアル

制定	平成 15 年 9 月 18 日
改正	平成 15 年 12 月 17 日
改正	平成 16 年 1 月 26 日
改正	平成 16 年 8 月 4 日
改正	平成 17 年 12 月 7 日
改正	平成 18 年 7 月 21 日
改正	平成 19 年 5 月 31 日
改正	平成 19 年 7 月 12 日
改正	平成 20 年 3 月 3 日
改正	平成 20 年 7 月 31 日

環 境 方 針

岩手県医療局は、「県下にあまねく良質な医療の均てんを」の基本理念のもと、環境に配慮した病院を目指すため、環境方針を下記の通り定める。

- 1 県立病院における省エネルギー、省資源、廃棄物の減量、リサイクルを推進し、汚染の予防に努めます。
- 2 県立病院に関する環境の法規制等を遵守します。
- 3 環境に悪影響を与える緊急事態を想定し、その対応を講じます。
- 4 環境に影響を与える業務を定期的に見直し、継続的に改善するよう努めます。
- 5 県立病院内で働く、職員を含めた全員の環境保全に対する意識の向上を図るため、環境訓練を行います。
- 6 県立病院内で働く、職員を含めた全員に方針を周知します。また、方針は外部に公表し、入手可能とします。

平成20年7月8日 岩手県医療局長 田村 均次

目次

1	医療局環境マネジメントシステムの構築と運用について (ISO14001 規格の要求事項 4.1)	1
2	環境方針 (ISO14001 規格の要求事項 4.2)	1
3	計画 (ISO14001 規格の要求事項 4.3)	1
3 - 1	環境側面 (ISO14001 規格の要求事項 4.3.1)	1
3 - 2	法的及びその他の要求事項 (ISO14001 規格の要求事項 4.3.2)	2
3 - 3	目的及び目標 (ISO14001 規格の要求事項 4.3.3)	2
4	実施及び運用 (ISO14001 規格の要求事項 4.4)	2
4 - 1	資源、役割、責任及び権限 (ISO14001 規格の要求事項 4.4.1)	2
4 - 2	力量、教育訓練及び自覚 (ISO14001 規格の要求事項 4.4.2)	2
4 - 3	コミュニケーション (ISO14001 規格の要求事項 4.4.3)	3
4 - 4	文書類 (ISO14001 規格の要求事項 4.4.4)	3
4 - 5	文書管理 (ISO14001 規格の要求事項 4.4.5)	3
4 - 6	運用管理 (ISO14001 規格の要求事項 4.4.6)	4
4 - 7	緊急事態への準備及び対応 (ISO14001 規格の要求事項 4.4.7)	4
5	点検 (ISO14001 規格の要求事項 4.5)	4
5 - 1	監視及び測定 (ISO14001 規格の要求事項 4.5.1)	4
5 - 2	順守評価 (ISO14001 規格の要求事項 4.5.2)	4
5 - 3	不適合並びに是正及び予防処置 (ISO14001 規格の要求事項 4.5.3)	4
5 - 4	記録の管理 (ISO14001 規格の要求事項 4.5.4)	5
5 - 5	内部環境監査 (ISO14001 規格の要求事項 4.5.4)	5
6	マネジメントレビュー (ISO14001 規格の要求事項 4.6)	5

1 医療局環境マネジメントシステムの構築と運用について(ISO14001 規格の要求事項 4.1)

1) 医療局は、ISO14001:2004 の要求事項に従って、環境マネジメントシステムを確立し、文書化し、実施し、維持し、継続的に改善する。これらの要求事項をどのようにして満たすかは、医療局環境管理マニュアルの 4.1 項以降の各項に記述する。なお、具体的な項目については、各病院(病院附属地域診療センターを含む。以下同じ。)の運用手順によるものとするが、各病院の環境管理の運用を明確にするため、別添様式による環境管理運用手順書を作成する。

(相互作用については別紙 1 のとおり)

2) 適用範囲

医療局組織規程(昭和 35 年 3 月 31 日岩手県医療局管理規程第 1 号。)に掲げる組織及び分掌事務のうち、別紙 1 の各病院等の組織及び分掌事務について適用する。また、委託業者、テナント業者、医薬品等の納入業者等の活動等について適用する。

2 環境方針(ISO14001 規格の要求事項 4.2)

医療局は、「県下にあまねく良質な医療の均てんを」の基本理念のもと、環境に配慮した病院を目指すため、環境方針を下記の通り定める。

- 1 県立病院における省エネルギー、省資源、廃棄物の減量、リサイクルを推進し、汚染の予防に努めます。
- 2 県立病院に関する環境の法規制等を順守します。
- 3 環境に悪影響を与える緊急事態を想定し、その対応を講じます。
- 4 環境に影響を与える業務を定期的に見直し、継続して改善するよう努めます。
- 5 県立病院内で働く、職員を含めた全員の環境保全に対する意識の向上を図るため、環境訓練を行います。
- 6 県立病院内で働く、職員を含めた全員に方針を周知します。また、方針は外部に公表し、入手可能とします。

上記の環境方針を策定し維持するため、環境方針策定要領(要領番号 1)を策定し、維持する。

3 計画(ISO14001 規格の要求事項 4.3)

3 - 1 環境側面(ISO14001 規格の要求事項 4.3.1)

医療局は、次の事項に関わる手順を確立し、実施し、維持する。

- a) このマニュアルに定められた適用範囲の中で、医療活動、サービス等について医療局が管理できる環境側面及び医療局が影響を及ぼすことができる環境側面を特定する。その際には、新規又は変更された医療活動、サービス等も考慮に入れる。
- b) 環境に著しい影響を与える又は与える可能性のある側面(すなわち著しい環境側面)を決定する。

医療局は、この情報を文書化し、常に最新のものとする。

医療局は、環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持するうえで、これらの著しい影響に関連する側面を確実に配慮する。

上記の確立及び維持のため、環境側面等管理要領(要領番号2)を策定し、維持する。

3 - 2 法的及びその他の要求事項 (ISO14001 規格の要求事項 4.3.2)

医療局は、次の事項に関わる手順を確立し、実施し、維持する。

a) 医療活動等の環境側面に関係して適応可能な、法的要求事項及び医療局が同意するその他の要求事項を特定し、参照できるような手順

b) 要求事項を医療局の環境側面にどのように適用するかを決定する手順

上記の確立及び維持のため、環境側面等管理要領(要領番号2)を策定し、維持する。

3 - 3 環境目的、目標及び実施計画 (ISO14001 規格の要求事項 4.3.3)

医療局は、各部門及び階層で、文書化された環境目的及び目標を設定し、実施し、維持する。

目的及び目標は、実施できる場合には測定可能であること。

そして、汚染の予防、適用可能な法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項の順守並びに継続的改善に関するコミットメントを含めて、環境方針に整合させる。

その目的及び目標を設定しレビューするにあたって、医療局は、法的要求事項及び組織が同意するその他の要求事項並びに著しい環境側面を考慮に入れること。

また、技術上の選択肢、財務上、運用上及び業務上の要求事項、並びに利害関係者の見解も考慮する。

上記の制定、実施及び維持のために、次の事項を含む環境目的・目標設定及び実施計画策定要領(要領番号3)を策定し、実施し、維持する。

a) 各部門及び階層における、目的及び目標を達成するための責任の明示

b) 目的及び目標達成のための手段及び日程

4 実施及び運用 (ISO14001 規格の要求事項 4.4)

4 - 1 資源、役割、責任及び権限 (ISO14001 規格の要求事項 4.4.1)

医療局は、環境マネジメントシステムを確立し、実施し、維持し、改善するために不可欠な資源を確実に利用できるようにする。資源には、人的資源及び専門的な技能、組織のインフラストラクチャー、技術並びに資金を含む。

医療局は、効果的な環境マネジメントシステムを実施するために、役割、責任及び権限を定め、文書化し、かつ周知する。

医療局長は、環境管理責任者を指名する。

環境管理責任者は、次に示す役割、責任及び権限を持つ。

a) ISO14001 に従って、環境マネジメントシステムの要求事項が確立され、実施され、かつ維持されることを確実にすること。

b) 改善のための提案を含め、レビューのために、医療局長に対し環境マネジメントシステムのパフォーマンスを報告する。

上記の実施及び運用のため、環境マネジメントシステム要綱を策定し保持する。

4 - 2 力量、教育訓練及び自覚 (ISO14001 規格の要求事項 4.4.2)

医療局は、特定された著しい環境影響の原因となる可能性をもつ作業を行う全ての要員が、適切な教育、訓練又は経験に基づく力量をもつことを確実にする。また、これに伴う記録を保持する。

医療局は、その環境側面及び環境マネジメントシステムに伴う教育訓練のニーズを明確にする。

医療局は、そのようなニーズを満たすために、教育訓練を提供するか、又は、その他の処置をとる。また、これに伴う記録を保持する。

医療局は、各部門及び階層で働く又は県立病院のために働く人々に次の事項を自覚させるための手順を確立し、実施し、維持する。

- a) 環境方針及び手順並びに環境マネジメントシステムの要求事項に適合することの重要性
- b) 自分の仕事に伴う著しい環境側面及び関係する顕在又は潜在の環境影響、並びに各人の作業改善による環境上の利点
- c) 環境マネジメントシステムの要求事項との適合を達成するための役割及び責任
- d) 規定された手順から逸脱した際に予想される結果

上記について確立し、実施し、維持する為に、環境教育・訓練実施要領（要領番号4）を策定し維持する。

4 - 3 コミュニケーション（ISO14001 規格の要求事項 4.4.3）

医療局は、環境側面及び環境マネジメントシステムに関して次の手順を確立し、実施し、維持する。

- a) 医療局の種々の階層及び部門間での内部コミュニケーション
- b) 外部の利害関係者から関連するコミュニケーションについて受付け、文書化し及び対応すること

医療局は、著しい環境側面について外部コミュニケーションを行うかどうかを決定し、その決定を文書化する。

外部コミュニケーションを行うと決定した場合は、この外部コミュニケーションの方法を確立し、実施する。

上記手順の確立、維持のため、環境マネジメントシステム文書等管理要領（要領番号5）を作成し、維持する。

4 - 4 文書類（ISO14001 規格の要求事項 4.4.4）

医療局は、環境マネジメントシステムの運用のため、次の事項を含めた医療局環境管理マニュアルを制定する。

- a) 環境方針、目的及び目標
- b) 環境マネジメントシステムの適用範囲の記述
- c) 環境マネジメントシステムの主要な要素、それらの相互作用の記述、並びに関係する文書の参照
- d) この規格が要求する記録を含む文書
- e) 著しい環境側面に関係するプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実に実施するために必要と決定した、記録を含む文書

4 - 5 文書管理（ISO14001 規格の要求事項 4.4.5）

医療局は、次のことを確実にするために、環境マネジメントシステム文書等管理要領（要領番号5）を作成し、実施し、維持する。

- a) 発行前に、適切かどうかの観点から文書を承認する。
- b) 文書がレビューされ、また必要に応じて更新され、再承認されること。
- c) 文書の変更の識別及び現在の改訂版の識別を確実にする。

- d) 該当する文書の適切な版が、必要なときに、必要なところで使用可能な状態にあることを確実にする。
- e) 文書が読みやすく、容易に識別可能な状態であることを確実にする。
- f) 環境マネジメントシステムの計画及び運用のために組織が必要と決定した外部からの文書を明確にし、その配布が管理されていることを確実にする。
- g) 廃止文書が誤って使用されないようにする。また、これらを何らかの目的で保持する場合には、適切な識別をする。

4 - 6 運用管理 (ISO14001 規格の要求事項 4.4.6)

医療局は、次に示すことによって、特定の条件の下で確実に運用が行われるように、その環境方針、目的及び目標に整合して特定された著しい環境側面に伴う運用を明確にし、計画する。

- a) 文書化された手順がないと環境方針並びに目的及び目標から逸脱するかもしれない状況を管理するために、文書化された手順を確立し、実施し、維持すること。
- b) その手順には運用基準を明記すること。
- c) 医療局が用いる物品及びサービスの特定された著しい環境側面に関する手順を確立し、実施し、維持すること、並びに請負者を含めて供給者に適用可能な手順及び要求事項を伝達すること。

上記の手順等の運用管理のため、環境目的・目標設定及び実施計画策定要領 (要領番号 3) を作成し保持する。

4 - 7 緊急事態への準備及び対応 (ISO14001 規格の要求事項 4.4.7)

医療局は、環境に影響を与える可能性のある潜在的な緊急事態及び事故を特定するための、またそれらにどのようにして対応するかの手順を確立し、実施し、維持する。

医療局は、顕在した緊急事態や事故に対応し、それらに伴う環境への有害な影響を予防又は緩和すること。

医療局は、緊急事態への準備及び対応手順を、定期的に、また特に事故又は緊急事態の発生の後には、レビューし、必要に応じて、改訂する。

医療局は、実施可能な場合には、そのような手順を定期的にテストすること。

上記の緊急事態への準備及び対応のため、環境側面等管理要領 (要領番号 2) を作成し保持する。

5 . 点検 (ISO14001 規格の要求事項 4.5)

5 - 1 監視及び測定 (ISO14001 規格の要求事項 4.5.1)

医療局は、著しい環境影響を与える可能性のある運用のかぎ (鍵) となる特性を定常的に監視及び測定するための手順を確立し、実施し、維持する。

この手順には、パフォーマンス、適用可能な運用管理、並びに組織の環境目的及び目標との適合を監視するための情報の文書化を含む。

校正された又は検証された監視及び測定機器が使用され、維持されていることを確実にし、また、これに伴う記録を保持する。

5 - 2 順守評価 (ISO14001 規格の要求事項 4.5.2)

医療局は、適用可能な法的要求事項の順守を定期的に評価するための文書化した手順として、点検及び是正処置要領 (要領番号 6) を確立し、実施し、維持する。

定期的に実施した評価の結果は、記録として保持する。

5 - 3 不適合並びに是正及び予防処置（ISO14001 規格の要求事項 4.5.3）

医療局は、顕在（生じた）及び潜在（まだ生じていない）の不適合に対応するための並びに是正処置及び予防処置をとるための手順を確立し、実施し、維持するため、点検及び是正措置要領（要領番号6）を確立し、実施し、維持する。

手順では、次の事項に対する要求事項を定める。

- a) 不適合を特定し、修正し、それらの環境影響を緩和するための処置をとる。（応急措置）
- b) 不適合を調査し、原因を特定し、再発を防ぐために処置をとる。（再発防止措置）
- c) 不適合を予防するための処置の必要性を評価し、発生を防ぐために立案された適切な処置を実施する。（予防措置、水平展開）
- d) とられた是正処置及び予防処置の結果を記録する。
- e) とられた是正処置及び予防処置の有効性をレビューする。とられた処置は、問題の大きさ、及び生じた環境影響に見合ったものであること。

医療局は、いかなる必要な変更も環境マネジメントシステム文書に確実に反映すること。

5 - 4 記録の管理（ISO14001 規格の要求事項 4.5.4）

医療局は、環境マネジメントシステム及びこの規格の要求事項への適合並びに達成した結果を実証するのに必要な記録を作成し、維持するため、環境マネジメントシステム文書等管理要領（要領番号5）を確立し、維持する。

医療局は、記録の識別、保管、保護、検索、保管期間及び廃棄についての手順を確立し、実施し、維持する。記録は、読みやすく、識別可能で、追跡可能な状態を保つ。

5 - 5 内部環境監査（ISO14001 規格の要求事項 4.5.5）

医療局は、次のことを行うために、内部環境監査要領（要領番号7）を確立し、維持する。また、あらかじめ定められた間隔で環境マネジメントシステムの内部監査を確実に実施する。

- a) 環境マネジメントシステムについて次の事項を決定する。
 - 1) この規格の要求事項を含めて、環境マネジメントのために計画された取決め事項に適合しているかどうか。
 - 2) 適切に実施されており、維持されているか否か。
- b) 監査の結果に関する情報を経営層に提供する。

医療局の監査プログラムは、当該運用の環境上の重要性及び前回までの監査の結果を考慮に入れて、組織によって計画され、策定され、実施され、維持される。

次の事項に対処する監査手順を確立し、実施し、維持する。

- a) 監査の計画及び実施、結果の報告並びにこれに伴う記録の保持に関する責任及び要求事項
- b) 監査基準、適用範囲、頻度及び方法の決定
監査員の選定及び監査の実施においては、監査プロセスの客観性及び公平性を確保する。

6 マネジメントレビュー（ISO14001 規格の要求事項 4.6）

医療局長は、環境マネジメントシステムが、引き続き適切で、妥当で、かつ、有効であ

ることを確実にするために、あらかじめ定められた間隔で環境マネジメントシステムをレビューする。

レビューは、環境方針、並びに環境目的及び目標を含む環境マネジメントシステムの改善の機会及び変更の必要性の評価を含むこと。

マネジメントレビューの記録は、保持されること。

マネジメントレビューに際して、環境管理責任者は、下記の情報を取りまとめ、環境管理最高責任者に報告するものとする。

- a) 内部環境監査の結果、法的要求事項及び医療局が同意するその他の要求事項の順守評価の結果
- b) 苦情を含む外部の利害関係者からのコミュニケーション
- c) 医療局の環境パフォーマンス
- d) 目的及び目標が達成されている程度
- e) 是正処置及び予防処置の状況
- f) 前回までのマネジメントレビューの結果に対するフォローアップ
- g) 環境側面に関係した法的及びその他の要求事項の進展を含む、変化している周囲の状況
- h) 改善のための提案

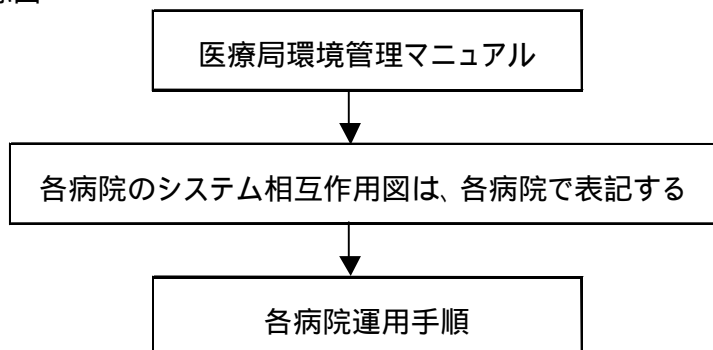
医療局長は、継続的改善へのコミットメントを首尾一貫させて、環境方針、目的、目標・実施計画及び環境マネジメントシステムの各要素の変更の有無及び変更内容を決定し、処置する。

上記の実施のため、環境マネジメントシステム見直し要領（要領番号 8）を作成し、保持する。

別紙 1

システムを運用する組織	環境活動実行組織		
	病院環境管理者	病院環境管理事務局	エコリーダー
各病院	病院長	事務局	病院長の任命
各地域診療センター	地域診療センター長	事務局	地域診療センター長の任命

システムの相互関係図



各病院又は各地域診療センターとは、次の病院又は各地域診療センターをいう。

病 院 名	住 所
岩手県立中央病院	盛岡市上田 1-4-1
岩手県立大船渡病院	大船渡市大船渡町字山馬越 10-1
岩手県立釜石病院	釜石市甲子町 10-483-6
岩手県立花巻厚生病院	花巻市御田屋町 4-57
岩手県立宮古病院	宮古市大字崎鍬ヶ崎 1-11-26
岩手県立胆沢病院	奥州市水沢区字龍ヶ馬場 61
岩手県立磐井病院	一関市狐禅寺字大平 17
岩手県立遠野病院	遠野市松崎町白岩 14-74
岩手県立高田病院	陸前高田市気仙町字中堰 34
岩手県立久慈病院	久慈市旭町 10-1
岩手県立江刺病院	奥州市江刺区西大通り 5-23
岩手県立千厩病院	一関市千厩町千厩字草井沢 32-1
岩手県立北上病院	北上市九年橋 3-15-36
岩手県立二戸病院	二戸市堀野字大川原毛 38
岩手県立一戸病院	二戸郡一戸町一戸字砂森 60-1
岩手県立大槌病院	上閉伊郡大槌町新町 8-14
岩手県立山田病院	下閉伊郡山田町山田 5-66-1
岩手県立沼宮内病院	岩手郡岩手町大字五日市 10-4-7
岩手県立軽米病院	九戸郡軽米町大字軽米 2-54-5
岩手県立大東病院	一関市大東町大原字川内 128
岩手県立磐井病院附属花泉地域診療センター	一関市花泉町涌津字上原 31
岩手県立東和病院	花巻市東和町安俵 6-75-1
岩手県立中央病院附属大迫地域診療センター	花巻市大迫町大迫 13-20-1
岩手県立大船渡病院附属住田地域診療センター	気仙郡住田町世田米字大崎 22-1
岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター	九戸郡九戸村大字伊保内 7-35-1
岩手県立中央病院附属紫波地域診療センター	紫波郡紫波町桜町字三本木 32
岩手県立南光病院	一関市狐禅寺字大平 17